

# 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 3 月 14 日 (火) 第3296号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 保安林の指定予定 ( 2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 ( 2 件) (社会福祉課取扱い) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の休止 ( 2 件) (社会福祉課取扱い) 3
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 ( 3 件) (社会福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 5
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 5
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 6
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 7
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 7
- 土砂災害警戒区域の指定 ( 2 件) (砂防課取扱い) 8
- 土砂災害特別警戒区域の指定 ( 2 件) (砂防課取扱い) 14

### 公 告

- 鹿児島県地方卸売市場整備計画の公表 (農政課取扱い) 20
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 20

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 20

## 告 示

### 鹿児島県告示第269号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 3 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
枕崎市別府字観音東平15930番
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村

森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第270号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年 3 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所  
南九州市川辺町上山田字八久保6928番1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鹿児島県告示第271号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 3 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 名 称     | 所 在 地           | 廃止年月日          |
|---------|-----------------|----------------|
| 山ノ内歯科医院 | 薩摩川内市御陵下町26番50号 | 平成28年12月29日    |
| 国分駅前薬局  | 霧島市国分府中町33番18号  | 平成29年 1 月 31 日 |
| 小みかん薬局  | 垂水市南松原町10番地     | 平成29年 1 月 31 日 |

**鹿児島県告示第272号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年 3 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事 業 者  |            | 事 業 所      |          | 廃止年月日 | サービ<br>スの種類 |
|--------|------------|------------|----------|-------|-------------|
| 名 称    | 主たる事務所の所在地 | 名 称        | 所 在 地    |       |             |
| 合同会社彩り | 鹿児島市西千石町6  | ヘルパーステーション | 霧島市隼人町姫城 | 平成28年 | 訪 問 介       |

|        |                        |               |                     |                 |                           |
|--------|------------------------|---------------|---------------------|-----------------|---------------------------|
|        | 番5号JGM602              | ョン茶の美         | 1027番地1             | 11月30日          | 護, 介<br>予防訪問<br>介護        |
| 合同会社彩り | 鹿児島市西千石町6<br>番5号JGM602 | デイサービス茶の<br>美 | 霧島市隼人町姫城<br>1027番地1 | 平成28年<br>11月30日 | 通所介<br>護, 介<br>予防通所<br>介護 |

## 鹿児島県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 名 称     | 所 在 地                  | 休止年月日      |
|---------|------------------------|------------|
| 友愛クリニック | 出水市高尾野町大久保2012番地1      | 平成28年8月22日 |
| 平川内科    | 志布志市志布志町志布志二丁目9<br>番7号 | 平成29年1月1日  |

## 鹿児島県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事 業 者     |                  | 事 業 所              |                  | 休止年月日         |
|-----------|------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 名 称       | 主たる事務所の所在地       | 名 称                | 所 在 地            |               |
| 社会医療法人慈生会 | 枕崎市白沢北町191番<br>地 | 訪問看護ステーショ<br>ンまくらぎ | 枕崎市白沢北町191番<br>地 | 平成29年3<br>月1日 |

## 鹿児島県告示第275号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 名 称       | 所 在 地           | 指定年月日     |
|-----------|-----------------|-----------|
| クオール薬局霧島店 | 霧島市霧島田口2115番地16 | 平成29年2月1日 |
| 小みかん薬局    | 垂水市南松原町10番地     | 平成29年2月1日 |

## 鹿児島県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関として指定した。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事 業 者           |                         | 事 業 所            |                     | 指 定 年 月<br>日   | サ ー ビ ス<br>の 種 類   |
|-----------------|-------------------------|------------------|---------------------|----------------|--|
| 名 称             | 主たる事務所の所在地              | 名 称              | 所 在 地               |                |  |
| 有限会社ライフ         | 始良市脇元961番5              | 思川薬局             | 始良市脇元961番5          | 平成28年<br>9月1日  | 居宅療養<br>管 理 指<br>導, 介護<br>予 防 居 宅<br>療 養 管 理<br>指 導                  |
| 有限会社川口薬局        | 肝属郡南大隅町佐多<br>伊座敷3904番地3 | 川口薬局錦江店          | 肝属郡錦江町馬場<br>423番地3  | 平成29年<br>1月26日 | 居宅療養<br>管 理 指<br>導, 介護<br>予 防 居 宅<br>療 養 管 理<br>指 導                  |
| 社会福祉法人ひま<br>わり会 | 薩摩川内市高江町<br>1653番地1     | グループホームわ<br>かまつ園 | 薩摩川内市高江町<br>1653番地1 | 平成29年<br>2月3日  | 認知症対<br>応型共同<br>生活介<br>護, 介護<br>予 防 認 知<br>症 対 応 型<br>共 同 生 活<br>介 護 |

## 鹿児島県告示第277号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 氏 名  | 施術所の名称及び所在地                                    | 指 定 年 月<br>日    | 施 術 の 種 類      |
|------|--|-----------------|----------------|
| 井上誠史 | げんき整骨院<br>始良市加治木町木田57番1号                       | 平成28年<br>8月1日   | 柔道整復           |
| 井上誠史 | 整骨院無双伊集院<br>日置市伊集院町下谷口1806番地1-2                | 平成28年<br>8月1日   | 柔道整復           |
| 新留健太 | 株式会社フレアスフレアス在宅マッサージ薩<br>摩川内<br>薩摩川内市平佐町1271番地2 | 平成28年<br>11月21日 | あん摩マッ<br>サージ指圧 |
| 中島聡  | しろみず整骨院<br>鹿屋市白水町1986番地11                      | 平成29年<br>2月1日   | 柔道整復           |

## 鹿児島県告示第278号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所            |                   | 指定居宅サービス事業者    |                 |        | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|----------------|-------------------|----------------|-----------------|--------|------------|---------|
| 名称             | 所在地               | 名称             | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 |            |         |
| 訪問介護すまいる       | 南九州市穎娃町郡854番地1-1F | 株式会社一幸         | 南九州市穎娃町郡854番地1  | 田之上幸弘  | 平成29年3月31日 | 訪問介護    |
| ヘルパーステーションあすなる | 薩摩川内市永利町1036番地1   | オフィス藤田有<br>限会社 | 薩摩川内市永利町1036番地1 | 古城 裕喜  | 平成29年4月1日  | 訪問介護    |

## 鹿児島県告示第279号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所          |                   | 指定居宅介護支援事業者  |               |        | 廃止年月日      | サービスの種類 |
|--------------|-------------------|--------------|---------------|--------|------------|---------|
| 名称           | 所在地               | 名称           | 主たる事務所の所在地    | 代表者の氏名 |            |         |
| 虹の丘居宅介護支援事業所 | 奄美市名瀬小宿字苗代田3416番1 | 公益社団法人大島郡医師会 | 奄美市名瀬塩浜町3番10号 | 向井 奉文  | 平成29年3月31日 | 居宅介護支援  |

## 鹿児島県告示第280号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 事業所            |                   | 指定介護予防サービス事業者  |                 |        | 廃止年月日      | サービスの種類  |
|----------------|-------------------|----------------|-----------------|--------|------------|----------|
| 名称             | 所在地               | 名称             | 主たる事務所の所在地      | 代表者の氏名 |            |          |
| 訪問介護すまいる       | 南九州市穎娃町郡854番地1-1F | 株式会社一幸         | 南九州市穎娃町郡854番地1  | 田之上幸弘  | 平成29年3月31日 | 介護予防訪問介護 |
| ヘルパーステーションあすなる | 薩摩川内市永利町1036番地1   | オフィス藤田有<br>限会社 | 薩摩川内市永利町1036番地1 | 古城 裕喜  | 平成29年4月1日  | 介護予防訪問介護 |

## 鹿児島県告示第281号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 薬 局      |                 | 指定年月日     | 自立支援医療の種類 |
|----------|-----------------|-----------|-----------|
| 名称       | 所在地             |           |           |
| ふじ薬局山田店  | 鹿児島市山田町3408-9   | 平成29年3月1日 | 精神通院医療    |
| みなみの薬局   | 鹿児島市長田町15-8     | 平成29年3月1日 | 精神通院医療    |
| シバタ薬局    | 出水市高尾野町柴引64     | 平成29年3月1日 | 精神通院医療    |
| 健美堂薬局国分店 | 霧島市国分中央一丁目26番20 | 平成29年     | 精神通院医療    |

|  |   |      |  |
|--|---|------|--|
|  | 号 | 3月1日 |  |
|--|---|------|--|

## 鹿児島県告示第282号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 登録番号       | 更新後の登録の有効期限 | 肥料の種類                | 肥料の名称               | 保証成分量（%）                          | その他の規格 | 生産業者         |                      |
|------------|-------------|----------------------|---------------------|-----------------------------------|--------|--------------|----------------------|
|            |             |                      |                     |                                   |        | 氏名又は名称       | 住所                   |
| 鹿児島県肥第951号 | 平成35年1月31日  | なたね油<br>かす及び<br>その粉末 | 5.3なたね<br>油かす粉<br>末 | 窒素全量 5.3<br>りん酸全量 2.0<br>加里全量 1.0 | 該当なし   | 持留製油<br>株式会社 | 鹿児島市<br>南栄三丁<br>目19番 |

## 鹿児島県告示第283号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間                    | 成果の名称    | 調査を行った地域   | 認証年月日         |
|------------|-----------------------------|----------|------------|---------------|
| 三島村        | 平成26年8月1日から<br>平成28年3月15日まで | 地籍図及び地籍簿 | 三島村硫黄島の一部  | 平成29年<br>3月3日 |
| 南大隅町       | 平成26年6月6日から<br>平成28年2月22日まで | 地籍図及び地籍簿 | 南大隅町佐多郡の一部 | 平成29年<br>3月3日 |

## 鹿児島県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年3月14日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名     | 変更の区間  | 変更前後の別 | 敷地の幅員（メートル） | 敷地の延長（メートル） |
|-------|---------|--|--------|-------------|-------------|
| 県道    | 志布志停車場線 | 志布志市志布志町志布志二丁目2390番2地先から同市志布志町志布志三丁目2387番4地先まで   | 前      | 19.2～19.4   | 23.9        |
|       |         | 志布志市志布志町志布志字東町3133番512地先から同市志布志町志布志三丁目2387番4地先まで | 後      | 19.2～20.2   | 84.7        |

## 鹿児島県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年3月14日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 3 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 道路の種類 | 路線名     | 供用開始の区間  | 供用開始の期日        |
|-------|---------|--|----------------|
| 県道    | 志布志停車場線 | 志布志市志布志町志布志字東町3133番512地先から<br>同市志布志町志布志二丁目2390番2地先まで | 平成29年<br>3月14日 |

## 鹿児島県告示第286号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。

なお、昭和48年3月31日鹿児島県告示第364号の16（急傾斜地崩壊危険区域の指定）で指定した急傾斜地崩壊危険区域のうち大金久地区に係る区域の指定は、廃止する。

平成29年 3 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 区域の名称 | 区 域   |
|-------|---|
| 大金久地区 | 次に掲げる標柱の1号から13号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の1号と13号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域 |
|       | 標柱の所在地  |
|       | 1号 大島郡大和村大字大金久字脇田25番1                                       |
|       | 2号 大島郡大和村大字大金久字棚畑93番  |
|       | 3号 大島郡大和村大字大金久字大道237番                                       |
|       | 4号 大島郡大和村大字大金久字大道236番                                       |
|       | 5号 大島郡大和村大字大金久字前田319番1                                      |
|       | 6号 大島郡大和村大字大金久字里211番1                                       |
|       | 7号 大島郡大和村大字大金久字前平152番口                                      |
|       | 8号 大島郡大和村大字大金久字前平150番1                                      |
|       | 9号 大島郡大和村大字大金久字脇田63番  |
|       | 10号 大島郡大和村大字大金久字脇田68番2                                      |
|       | 11号 大島郡大和村大字大金久字脇田70番                                       |
|       | 12号 大島郡大和村大字大金久字脇田72番                                       |
|       | 13号 大島郡大和村大字大金久字脇田74番2                                      |

## 鹿児島県告示第287号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年 3 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称  |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊             | 霧島市  | 急・湯之野1, 急・湯之野2, 急・湯之野3, 急・湯之野4, 急・霧島神宮台1, 急・横岳1, 急・堀之内1, 急・堀之内2, 急・霧島1, 急・泉水1, 急・泉水2, 急・野上1, 急・峯之前1, 急・霧島2, 急・祓谷1, 急・霧島3, 急・祓谷2, 急・祓谷3, 急・霧島4, 急・遠見松1, 急・遠見松2, 急・東多羅1, 急・野辺田1, 急・東多羅 |

|     |     |  |
|-----|-----|--|
|     |     | 2, 急・狭名田1, 急・野辺田2, 急・狭名田2, 急・野辺田3, 急・栢田1, 急・栢田2, 急・栢田3, 急・野辺田4, 急・栢田4, 急・猪子石1, 急・猪子石2, 急・猪子石3, 急・栢田5, 急・栢田6, 急・田口1, 急・堀之内3, 急・栢田7, 急・栢田8, 急・田口2, 急・田口3, 急・霧島5, 急・永池1, 急・永池2, 急・永池3, 急・永池4, 急・永池5, 急・東多羅3, 急・猪子石4, 急・猪子石5, 急・猪子石6, 急・猪子石7, 急・猪子石8, 急・尾谷1, 急・尾谷2, 急・尾谷3, 急・尾谷4, 急・梅北1, 急・尾谷5, 急・向田1, 急・向田2, 急・大窪1, 急・川北1, 急・大窪2, 急・豊後迫1, 急・豊後迫2, 急・豊後迫3, 急・堀之内5, 急・堀之内6, 急・待世1, 急・新地1, 急・待世2, 急・新地2, 急・新地3, 急・新地4, 急・待世3, 急・新地5, 急・新地6, 急・駅前1, 急・湯之宮2, 急・湯之宮3, 急・駅前2, 急・湯之宮4, 急・湯之宮5, 急・湯之宮6, 急・湯之宮7, 急・大窪3及び急・上小鹿野1 |
| 土石流 | 霧島市 | 土・新湯1, 土・湯之野1, 土・湯之野2, 土・湯之野3, 土・湯之野4, 土・泉水1, 土・泉水2, 土・泉水3, 土・泉水5, 土・泉水6, 土・高千穂河原1, 土・高千穂河原2, 土・霧島神宮台1, 土・横岳1, 土・横岳2, 土・横岳3, 土・横岳4, 土・野上1, 土・泉水7, 土・東多羅1, 土・東多羅2, 土・東多羅3, 土・栢田1, 土・栢田2, 土・栢田3, 土・栢田4, 土・霧島1, 土・永池1, 土・永池2, 土・東多羅4, 土・東多羅5, 土・東多羅6, 土・尾谷1, 土・梅北1, 土・梅北2, 土・向田1, 土・梅北3, 土・大窪1, 土・川北1, 土・豊後迫1, 土・豊後迫2, 土・豊後迫3, 土・豊後迫4, 土・堀之内1, 土・堀之内2, 土・尾谷2, 土・尾谷3, 土・待世1, 土・駅前1, 土・駅前2, 土・湯之宮1, 土・駅前3, 土・湯之宮2, 土・湯之宮3, 土・湯之宮4及び土・湯之宮5   |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第288号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称  |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊             | 霧島市  | 急・尾谷2, 急・尾谷4, 急・向田1, 急・向田2, 急・大窪1, 急・川北1, 急・大窪2, 急・豊後迫1, 急・豊後迫2, 急・豊後迫3, 急・湯之宮2, 急・湯之宮3, 急・駅前2, 急・湯之宮4, 急・湯之宮5, 急・湯之宮6, 急・湯之宮7, 急・大窪3, 急・堀之内1, 急・野辺田1, 急・野辺田5, 急・狭名田1, 急・野辺田2, 急・狭名田2, 急・野辺田3, 急・栢田2, 急・野辺田4, 急・狭名 |

田3, 急・栢田9, 急・田口1, 急・堀之内3, 急・田口4, 急・堀之内4, 急・田口3, 急・尾谷3, 急・梅北1, 急・堀之内7, 急・堀之内5, 急・堀之内6, 急・新地1, 急・新地2, 急・新地3, 急・新地4, 急・新地5, 急・新地6, 急・湯之野1, 急・湯之野2, 急・湯之野3, 急・湯之野4, 急・霧島神宮台1, 急・横岳1, 急・霧島1, 急・霧島2, 急・霧島3, 急・霧島4, 急・東多羅1, 急・東多羅2, 急・霧島5, 急・永池1, 急・永池2, 急・永池3, 急・永池4, 急・永池5, 急・東多羅3, 急・猪子石4, 急・猪子石5, 急・猪子石6, 急・猪子石7, 急・猪子石8, 急・栢田1, 急・栢田3, 急・栢田4, 急・猪子石1, 急・猪子石2, 急・猪子石3, 急・栢田5, 急・栢田6, 急・栢田7, 急・田口2, 急・待世1, 急・待世2, 急・待世3, 急・泉水1, 急・泉水2, 急・野上1, 急・峯之前1, 急・祓谷1, 急・祓谷2, 急・祓谷3, 急・遠見松2, 急・堀之内2, 急・尾谷5, 急・栢田8, 急・駅前1, 急・遠見松1, 急・尾谷1, 急・椎奈志1, 急・高塚1, 急・責之多尾1, 急・黒丸1, 急・瀬戸1, 急・瀬戸2, 急・井手ノ平1, 急・濱ノ場1, 急・濱ノ場2, 急・坂ノ下1, 急・坂ノ下2, 急・中肥シ1, 急・皿北1, 急・九日田1, 急・斗星田1, 急・川舟1, 急・宮園原1, 急・梅ノ木1, 急・向田3, 急・谷ノ口1, 急・馬渡1, 急・扇ノ迫1, 急・中段1, 急・扇ノ迫2, 急・中尾1, 急・宮園原2, 急・向田4, 急・向田5, 急・瀧ノ上1, 急・斗星田2, 急・馬渡2, 急・扇ノ迫3, 急・今村原1, 急・巡礼塚1, 急・鏑河1, 急・木場迫1, 急・立平1, 急・立平2, 急・井手ノ平2, 急・永山1, 急・七曲1, 急・成政1, 急・西原1, 急・北園1, 急・成政2, 急・九日田2, 急・城ヶ尾1, 急・遠目塚1, 急・小園1, 急・川窪1, 急・與市ヶ谷1, 急・栄良尾1, 急・栄良尾2, 急・吉原前1, 急・吉原前2, 急・瀧ヶ迫1, 急・イチゴ迫1, 急・内ヶ迫1, 急・西脇1, 急・瀧ヶ迫2, 急・永山2, 急・湯ノ谷1, 急・小比良1, 急・伊丹ヶ生1, 急・貫河1, 急・木場田1, 急・窪山1, 急・貫河2, 急・柵木山1, 急・並松1, 急・坂ノ下3, 急・元隆寺山1, 急・元隆寺山2, 急・菖蒲ヶ谷1, 急・茂市街道1, 急・赤子渡1, 急・藤ヶ段1, 急・水神1, 急・水神2, 急・下村松1, 急・下彦水1, 急・丸山1, 急・梶ノ場1, 急・鶴飼ノ口1, 急・城ヶ段1, 急・城ヶ段2, 急・城ヶ宇都1, 急・梅ヶ渡迫1, 急・落水田1, 急・諏訪1, 急・中福良5, 急・中福良7, 急・小田西1, 急・中福良6, 急・前ノ迫1, 急・下扇ノ迫1, 急・金木山1, 急・扇ノ迫4, 急・扇ノ迫5, 急・扇ノ迫6, 急・乙迫1, 急・渡瀬1, 急・渡瀬2, 急・桜ヶ迫1, 急・有村上1, 急・桜ヶ迫2, 急・有村上2, 急・源太1, 急・桜ヶ迫3, 急・源太2, 急・妙見迫1, 急・二反田1, 急・二反田2, 急・中野1, 急・中野2, 急・藤ヶ段2, 急・尾谷口1, 急・平黒川1, 急・大園1, 急・女田1, 急・鉾投1, 急・鉾投2, 急・鉾投3, 急・鉾投4, 急・鉾投5, 急・内野々1, 急・内野々2, 急・内野々3, 急・内野々4, 急・

赤子1, 急・一本松1, 急・松木坂1, 急・一本松2, 急・松ヶ渡1, 急・下ノ段1, 急・河床1, 急・今別府8, 急・松ヶ渡2, 急・豆打原1, 急・今別府9, 急・豆打原2, 急・河床2, 急・高野1, 急・高野2, 急・内野々5, 急・高野3, 急・高野4, 急・豆打原3, 急・河床3, 急・多々羅迫1, 急・鍋山1, 急・神田1, 急・原1, 急・田方1, 急・別府田1, 急・中岡1, 急・岩山1, 急・宇都口1, 急・荒平1, 急・谷ヶ迫1, 急・篠丸1, 急・小床1, 急・新兵衛塚1, 急・新兵衛塚2, 急・新兵衛塚3, 急・春山1, 急・春山2, 急・前原1, 急・小路ノ岡1, 急・犬ノ迫平1, 急・ナメラ1, 急・下溝1, 急・ナメラ2, 急・ナメラ前1, 急・馬場迫1, 急・扇迫1, 急・土穴1, 急・桑木前1, 急・桑木前2, 急・桑木前3, 急・桑木前4, 急・桑木前5, 急・桑木前6, 急・桑木前7, 急・桑木前8, 急・鹿屋1, 急・櫛1, 急・櫛2, 急・寺原1, 急・寺原2, 急・寺原3, 急・六方辻1, 急・笹之段1, 急・笹之段2, 急・桑木前9, 急・桑木前10, 急・櫛3, 急・鹿屋2, 急・鹿屋3, 急・寺原4, 急・鹿屋4, 急・笹之段3, 急・笹之段4, 急・六方辻2, 急・中福良8, 急・中福良9, 急・曲迫1, 急・曲迫2, 急・チシヤヶ迫1, 急・曲迫3, 急・チシヤヶ迫2, 急・堂ノ山1, 急・尾谷口2, 急・妙見原1, 急・渡瀬口1, 急・登り迫1, 急・堂ヶ平1, 急・堂ヶ平2, 急・殿湯1, 急・殿湯2, 急・殿湯3, 急・佐敷迫1, 急・砂走1, 急・次米田1, 急・楠木迫1, 急・登り迫2, 急・井手ヶ原1, 急・鶴ヶ野1, 急・殿湯4, 急・殿湯5, 急・伊丹ヶ生2, 急・硫黄谷1, 急・伊丹ヶ生3, 急・柳ヶ平1, 急・柳ヶ平2, 急・柳ヶ平3, 急・柳ヶ平4, 急・轟木山1, 急・轟木1, 急・轟木2, 急・轟木3, 急・荒平2, 急・平原1, 急・平原2, 急・平原3, 急・平原前1, 急・栄之尾1, 急・栄之尾2, 急・平原前2, 急・小谷1, 急・殿湯6, 急・殿湯7, 急・殿湯8, 急・高千穂1, 急・高千穂2, 急・高千穂3, 急・高千穂4, 急・高千穂5, 急・高千穂6, 急・高千穂7, 急・高千穂8, 急・高千穂9, 急・高千穂10, 急・高千穂11, 急・高千穂12, 急・高千穂13, 急・小谷2, 急・出口1, 急・殿湯9, 急・殿湯10, 急・龍石1, 急・龍石2, 急・小谷3, 急・柳ヶ平5, 急・高千穂14, 急・高千穂15, 急・高千穂16, 急・小谷4, 急・出口2, 急・小谷5, 急・小谷6, 急・小谷7, 急・高千穂17, 急・小谷8, 急・出口3, 急・丸尾1, 急・殿湯11, 急・龍石3, 急・大瀬戸1, 急・龍石4, 急・栗川1, 急・栗川2, 急・栗川3, 急・栗川4, 急・栗川5, 急・母ヶ野1, 急・母ヶ野2, 急・母ヶ野3, 急・母ヶ野4, 急・母ヶ野5, 急・母ヶ野6, 急・母ヶ野7, 急・母ヶ野8, 急・母ヶ野9, 急・母ヶ野10, 急・出口4, 急・丸尾2, 急・大瀬戸2, 急・栗川6, 急・大瀬戸3, 急・栗川7, 急・栗川8, 急・栗川9, 急・母ヶ野11, 急・真頭1, 急・真頭2, 急・岩下1, 急・井田水1, 急・後谷山1, 急・所迫1, 急・母ヶ野12, 急・母ヶ野13, 急・母ヶ野14, 急・大渡下1, 急・母ヶ野15, 急・母ヶ野16, 急・猿内1,

急・下村1, 急・小路原1, 急・深迫1, 急・川原1, 急・大久保原1, 急・母ヶ野17, 急・母ヶ野18, 急・母ヶ野19, 急・母ヶ野20, 急・母ヶ野21, 急・母ヶ野22, 急・母ヶ野23, 急・母ヶ野24, 急・八長1, 急・下原1, 急・母ヶ野25, 急・真頭3, 急・母ヶ野26, 急・母ヶ野27, 急・母ヶ野28, 急・内久保1, 急・内久保2, 急・井田水2, 急・深迫2, 急・真頭4, 急・小路ノ岡2, 急・大渡浦1, 急・下原2, 急・大渡平1, 急・大渡1, 急・中山1, 急・向中春1, 急・内訳山1, 急・小谷川1, 急・内訳山2, 急・小谷川2, 急・内合1, 急・今水1, 急・塚子佛1, 急・塚子佛2, 急・伊勢谷1, 急・重伏1, 急・重伏2, 急・崩渡1, 急・新呉屋敷1, 急・松ヶ峯1, 急・高尾尻1, 急・冷水岡1, 急・棚ヶ迫1, 急・十石平1, 急・阿三ノ迫尻1, 急・中小路1, 急・白酒田頭1, 急・伊勢谷2, 急・松ヶ峯2, 急・間世1, 急・間世2, 急・三又1, 急・下り1, 急・内恒見1, 急・間世頭1, 急・内恒見2, 急・尾迫1, 急・尾迫2, 急・尾迫3, 急・小原迫1, 急・小原山1, 急・小原山3, 急・向田方1, 急・廣迫1, 急・廣池迫1, 急・炭床山1, 急・臼崎前田1, 急・總谷1, 急・天水堂面1, 急・総知穴1, 急・五反田平1, 急・向ヶ平1, 急・向ヶ迫1, 急・別府迫1, 急・野間口1, 急・野間口2, 急・別府迫2, 急・平原4, 急・柳ヶ迫1, 急・ハナクルス1, 急・山鳥田1, 急・天水臼崎1, 急・天水臼崎2, 急・瀧ノ下1, 急・健崎1, 急・健崎2, 急・健崎前1, 急・健崎3, 急・包迫1, 急・池田1, 急・健崎4, 急・池田2, 急・鉾山1, 急・湯窪1, 急・小原1, 急・塩水1, 急・道下1, 急・川路1, 急・板小屋1, 急・神小窪1, 急・宮前1, 急・鉾山2, 急・久保前1, 急・健崎前2, 急・健崎5, 急・古江1, 急・包迫2, 急・上前田1, 急・迫口1, 急・大目迫1, 急・大目迫2, 急・中紙段1, 急・千羅シ谷1, 急・谷頭1, 急・平早1, 急・脇ノ迫1, 急・向田平1, 急・迫田1, 急・迫田2, 急・鍋迫1, 急・向田平2, 急・坂水1, 急・鍋迫2, 急・穂年1, 急・百木迫平1, 急・稼原1, 急・松山1, 急・下原3, 急・下原4, 急・通山1, 急・宇都3, 急・湯迫1, 急・湯迫2, 急・櫻迫1, 急・柵木平1, 急・櫻迫2, 急・池田4, 急・花立1, 急・馬場口1, 急・横瀬踏切1, 急・須ノ迫1, 急・須ノ迫2, 急・雷之原1, 急・下原5, 急・尾迫原1, 急・尾迫原2, 急・下原6, 急・今後原1, 急・上タラ木1, 急・上タラ木2, 急・上野呑1, 急・改田口1, 急・早馬迫1, 急・早馬迫2, 急・早馬迫3, 急・改田口2, 急・後迫1, 急・犬飼1, 急・田代1, 急・犬飼迫1, 急・登明田1, 急・登明田2, 急・後方1, 急・七俣平1, 急・市塚1, 急・西瓜越1, 急・北脇山1, 急・亀松迫1, 急・針ノ崎1, 急・瀧ノ下2, 急・小山口1, 急・大久保1, 急・鍋迫3, 急・南谷1, 急・南谷2, 急・南谷3, 急・桜ヶ迫4, 急・船窪1, 急・大人形1, 急・食田1, 急・食田2, 急・和気湯1, 急・東迫1, 急・論ヶ迫1, 急・星合原1, 急・論ヶ迫2, 急・観音迫下1, 急・弓張木1, 急・鬼沢津1, 急・井丸

|     |     |   |
|-----|-----|---|
|     |     | <p>迫1, 急・金差段1, 急・行司知行1, 急・行司知行2, 急・上小鹿野1, 急・下小鹿野4, 急・堂ノ山2, 急・堂ノ山3, 急・後方2, 急・七俣平2, 急・西瓜越2, 急・大迫1, 急・西瓜越3, 急・市塚2, 急・大迫2, 急・市塚3, 急・ヒガン田1, 急・向荒1, 急・田原1, 急・浜ノ場1, 急・沓ヶ迫1, 急・沓ヶ迫2, 急・浜ノ場2, 急・沓ヶ迫3, 急・星ヶ迫1, 急・石坂山1, 急・松ヶ迫1, 急・毛森1, 急・小瀬戸1, 急・平ノ山1, 急・瀬ヶ迫1, 急・池田3, 急・尾上迫1, 急・尾上迫2, 急・市塚4, 急・市塚5, 急・松ヶ迫2, 急・松ヶ迫3, 急・網掛1, 急・八窪1, 急・宿ノ迫1, 急・八窪2, 急・棚ヶ迫2, 急・宿窪田1, 急・宿窪田2, 急・鳥越2, 急・間手ヶ原1, 急・網掛2, 急・枝ヶ迫1, 急・別当1, 急・上ノ迫1, 急・川原後迫1, 急・轟平1, 急・川原前迫1, 急・川原前迫2, 急・川原前迫3, 急・城ヶ後1, 急・市来迫1, 急・金差段2, 急・行司知行3, 急・川原後迫2, 急・川原後迫3, 急・柿ヶ迫1, 急・柿ヶ迫2, 急・湯ノ窪1, 急・湯ノ窪2, 急・湯ノ窪3, 急・湯ノ段1, 急・湯ノ迫1, 急・湯ノ上1, 急・戸崎1, 急・平落1, 急・コラ谷1, 急・新湯1, 急・牧園1, 急・市来迫2, 急・間手ヶ原2, 急・八窪3, 急・餘り1, 急・餘り2, 急・拂山1, 急・存善1, 急・川床1, 急・拂山2, 急・拂山3, 急・後ノ迫1, 急・芙蓉平1, 急・山ノ口1, 急・岩元1, 急・堂山1, 急・宮脇1, 急・内ナシ1, 急・宮脇2, 急・堂山2, 急・丸山2, 急・兵部ヶ山1, 急・鉦振1, 急・仁石田1, 急・長坂1, 急・鍋迫4, 急・市来迫山1, 急・鍋迫5, 急・拂山4, 急・土ノ迫1, 急・水ノ迫1, 急・脇丸1, 急・深後田1, 急・深後田2, 急・冷水1, 急・上向平1, 急・榎木ヶ迫1, 急・八幡良1, 急・小山後1, 急・峯喰1, 急・小山後2, 急・牧原1, 急・鳥越前1, 急・片白1, 急・上今村1, 急・上今村2, 急・瀬戸田1, 急・後ヶ迫1, 急・植供養塚1, 急・上向平2, 急・栗野渡瀬1, 急・片白2, 急・北越1, 急・片白3, 急・下田原迫1, 急・葎1, 急・棚ヶ迫3, 急・棚ヶ迫4, 急・上新原1, 急・宮ノ上1, 急・宮ノ上2, 急・上新原2, 急・上喜聞迫1, 急・弓場ヶ迫1, 急・上喜聞迫2, 急・弓場ヶ迫2, 急・下喜聞迫1, 急・深ヶ谷迫1, 急・八豆畑1, 急・上立山1, 急・八豆畑2, 急・北原1, 急・濱別府1, 急・下今村1及び急・下南迫1</p> |
| 土石流 | 霧島市 | <p>土・尾谷1, 土・向田1, 土・大窪1, 土・川北1, 土・豊後迫1, 土・豊後迫2, 土・豊後迫3, 土・豊後迫4, 土・駅前1, 土・駅前2, 土・湯之宮1, 土・駅前3, 土・湯之宮2, 土・湯之宮3, 土・湯之宮4, 土・湯之宮5, 土・横岳1, 土・横岳2, 土・横岳3, 土・横岳4, 土・栢田1, 土・栢田2, 土・梅北1, 土・梅北2, 土・梅北3, 土・堀之内1, 土・堀之内2, 土・堀之内3, 土・尾谷2, 土・尾谷3, 土・梅北4, 土・新湯1, 土・湯之野1, 土・湯之野2, 土・湯之野3, 土・湯之野4, 土・泉水1, 土・泉水2, 土・泉水3, 土・泉水4, 土・高千穂河原1, 土・高千穂河原2, 土・霧島神宮台1, 土・東多</p>   |

|     |     |   |
|-----|-----|---|
|     |     | 羅 1, 土・東多羅 2, 土・東多羅 3, 土・霧島 1, 土・永池 1, 土・永池 2, 土・東多羅 4, 土・東多羅 5, 土・東多羅 6, 土・泉水 5, 土・泉水 6, 土・野上 1, 土・泉水 7, 土・栢田 3, 土・栢田 4, 土・待世 1, 土・待世 2, 土・待世 3, 土・横岳 5, 土・椎奈志 1, 土・黒園 1, 土・坂ノ下 1, 土・九日田 1, 土・巢ノ谷 1, 土・宮園原 1, 土・谷ノ口 1, 土・扇ノ迫 1, 土・扇ノ迫 2, 土・立平 1, 土・木場迫 1, 土・横射場 1, 土・湯ノ谷 1, 土・與市ヶ谷 1, 土・荻の平 1, 土・栄良尾 1, 土・鯖河 1, 土・立平 2, 土・藤ヶ段 1, 土・赤池 1, 土・若荷谷上 1, 土・中福良 6, 土・小田西 1, 土・小田西 2, 土・中福良 7, 土・中福良 8, 土・中福良 9, 土・小田西 3, 土・井手ノ元 1, 土・馬渡 1, 土・扇ノ迫 3, 土・下扇ノ迫 1, 土・扇ノ迫 4, 土・渡瀬 1, 土・上小笹 1, 土・有村上 1, 土・梅木山 1, 土・鉾投 1, 土・内野々 1, 土・鉾投 2, 土・高野 1, 土・手洗 1, 土・関平 1, 土・佐木段 1, 土・河床 1, 土・手洗 2, 土・鉾投 3, 土・鉾投 4, 土・春山 1, 土・石ヶ迫 1, 土・犬ノ迫 1, 土・宇都口 1, 土・宇都口 2, 土・桑木前 1, 土・桑木前 2, 土・下村 1, 土・中福良 10, 土・似ヶ迫 1, 土・楠木迫 1, 土・楠木迫 2, 土・登り迫 1, 土・宮ヶ迫 1, 土・棚ヶ迫 1, 土・ナメラ 1, 土・井手丸頭 1, 土・伊丹ヶ生 1, 土・栄之尾 1, 土・硫黄谷 1, 土・大瀬戸 1, 土・宇都迫 1, 土・伊丹ヶ生 2, 土・伊丹ヶ生 3, 土・高千穂 1, 土・殿湯 3, 土・小谷 1, 土・栗川 1, 土・三本木 1, 土・母ヶ野 1, 土・母ヶ野 2, 土・下村 2, 土・大渡平 1, 土・下原 1, 土・市後柄 1, 土・伊勢谷 1, 土・伊勢谷 2, 土・松ヶ峯 1, 土・伊勢谷平 1, 土・回り山平 1, 土・冷水岡 1, 土・十石平 1, 土・田口迫 1, 土・下り 1, 土・平原前 1, 土・廣迫 1, 土・仁太迫 1, 土・中岡 1, 土・天水堂面 1, 土・野間口 1, 土・柳ヶ迫 1, 土・後迫 1, 土・天水臼崎 1, 土・瀧ノ下 1, 土・瀧ノ下 2, 土・天水臼崎 2, 土・迫 1, 土・古江 1, 土・健崎 1, 土・池田 1, 土・包迫 1, 土・添ヶ迫 1, 土・湯窪 1, 土・塩水 1, 土・板小屋 1, 土・迫口 1, 土・桑取迫 1, 土・中紙段 1, 土・橋ノ口 1, 土・坂水 1, 土・後迫 2, 土・中迫 1, 土・千羅シ谷 1, 土・大目迫 1, 土・鍋迫 1, 土・田代 1, 土・犬飼 1, 土・登明田迫 1, 土・大迫 1, 土・針ノ崎 1, 土・荒田 1, 土・食田 1, 土・櫻谷 1, 土・観音迫下 1, 土・井丸迫 1, 土・ナラキ田 1, 土・瀬戸口 1, 土・沓方 1, 土・宿窪田 1, 土・上ノ迫 1, 土・餘り 1, 土・後ノ迫 1, 土・拂山 1, 土・後ノ迫 2, 土・堂山 1, 土・田渡 1, 土・床波山 1, 土・鉞振 1, 土・長坂 1, 土・下市来迫 1, 土・拂山 2, 土・拂山 3, 土・水ノ迫 1, 土・大道ヶ迫 1, 土・冷水 1, 土・冷水 2, 土・兎喰 1, 土・兎喰 2, 土・兎喰 3, 土・奈良迫 1, 土・氏ナシ上 1, 土・深ヶ谷迫 1, 土・上立山 1, 土・下南迫 1 及び土・北原 1 |
| 地滑り | 霧島市 | 地・丸尾 1  |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第289号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称  |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊             | 霧島市  | 急・尾谷2, 急・尾谷4, 急・向田1, 急・向田2, 急・大窪1, 急・川北1, 急・大窪2, 急・豊後迫1, 急・豊後迫2, 急・豊後迫3, 急・湯之宮2, 急・湯之宮3, 急・駅前2, 急・湯之宮4, 急・湯之宮5, 急・湯之宮6, 急・湯之宮7, 急・大窪3, 急・堀之内1, 急・野辺田1, 急・野辺田5, 急・狭名田1, 急・野辺田2, 急・狭名田2, 急・野辺田3, 急・栢田2, 急・野辺田4, 急・狭名田3, 急・栢田9, 急・田口1, 急・堀之内3, 急・田口4, 急・堀之内4, 急・田口3, 急・尾谷3, 急・梅北1, 急・堀之内7, 急・堀之内5, 急・堀之内6, 急・新地1, 急・新地2, 急・新地3, 急・新地4, 急・新地5, 急・新地6, 急・湯之野1, 急・湯之野2, 急・湯之野3, 急・湯之野4, 急・霧島神宮台1, 急・横岳1, 急・霧島1, 急・霧島2, 急・霧島3, 急・霧島4, 急・東多羅1, 急・東多羅2, 急・霧島5, 急・永池1, 急・永池2, 急・永池3, 急・永池4, 急・永池5, 急・東多羅3, 急・猪子石4, 急・猪子石5, 急・猪子石6, 急・猪子石7, 急・猪子石8, 急・栢田1, 急・栢田3, 急・栢田4, 急・猪子石1, 急・猪子石2, 急・猪子石3, 急・栢田5, 急・栢田6, 急・栢田7, 急・田口2, 急・待世1, 急・待世2, 急・待世3, 急・泉水1, 急・泉水2, 急・野上1, 急・峯之前1, 急・祓谷1, 急・祓谷2, 急・祓谷3, 急・遠見松2, 急・堀之内2, 急・尾谷5, 急・栢田8, 急・駅前1, 急・遠見松1, 急・尾谷1, 急・椎奈志1, 急・高塚1, 急・責之多尾1, 急・黒丸1, 急・瀬戸1, 急・瀬戸2, 急・井手ノ平1, 急・濱ノ場1, 急・濱ノ場2, 急・坂ノ下1, 急・坂ノ下2, 急・中肥シ1, 急・皿北1, 急・九日田1, 急・斗星田1, 急・川舟1, 急・宮園原1, 急・梅ノ木1, 急・向田3, 急・谷ノ口1, 急・馬渡1, 急・扇ノ迫1, 急・中段1, 急・扇ノ迫2, 急・中尾1, 急・宮園原2, 急・向田4, 急・向田5, 急・瀧ノ上1, 急・斗星田2, 急・馬渡2, 急・扇ノ迫3, 急・今村原1, 急・巡礼塚1, 急・錆河1, 急・木場迫1, 急・立平1, 急・立平2, 急・井手ノ平2, 急・永山1, 急・七曲1, 急・成政1, 急・西原1, 急・北園1, 急・成政2, 急・九日田2, 急・城ヶ尾1, 急・遠目塚1, 急・小園1, 急・川窪1, 急・與市ヶ谷1, 急・栄良尾1, 急・栄良尾2, 急・吉原前1, 急・吉原前2, 急・瀧ヶ迫1, 急・イチゴ迫1, 急・内ヶ迫1, 急・西脇1, 急・瀧ヶ迫2, 急・永山2, 急・湯ノ谷1, 急・小比良1, 急・伊丹ヶ生1, 急 |

・貫河1, 急・窪山1, 急・貫河2, 急・柵木山1, 急・並松1, 急・坂ノ下3, 急・元隆寺山1, 急・元隆寺山2, 急・菖蒲ヶ谷1, 急・茂市街道1, 急・赤子渡1, 急・藤ヶ段1, 急・水神1, 急・水神2, 急・下村松1, 急・下彦水1, 急・丸山1, 急・梶ノ場1, 急・鶴飼ノ口1, 急・城ヶ段1, 急・城ヶ段2, 急・城ヶ宇都1, 急・梅ヶ渡迫1, 急・落水田1, 急・諏訪1, 急・中福良5, 急・中福良7, 急・小田西1, 急・中福良6, 急・前ノ迫1, 急・下扇ノ迫1, 急・金木山1, 急・扇ノ迫4, 急・扇ノ迫5, 急・扇ノ迫6, 急・乙迫1, 急・渡瀬1, 急・渡瀬2, 急・桜ヶ迫1, 急・有村上1, 急・桜ヶ迫2, 急・有村上2, 急・源太1, 急・桜ヶ迫3, 急・源太2, 急・妙見迫1, 急・二反田1, 急・二反田2, 急・中野1, 急・中野2, 急・藤ヶ段2, 急・尾谷口1, 急・平黒川1, 急・大園1, 急・女田1, 急・鉾投1, 急・鉾投2, 急・鉾投3, 急・鉾投4, 急・鉾投5, 急・内野々1, 急・内野々2, 急・内野々3, 急・内野々4, 急・赤子1, 急・一本松1, 急・松木坂1, 急・一本松2, 急・松ヶ渡1, 急・下ノ段1, 急・河床1, 急・今別府8, 急・松ヶ渡2, 急・豆打原1, 急・今別府9, 急・豆打原2, 急・河床2, 急・高野1, 急・高野2, 急・内野々5, 急・高野3, 急・高野4, 急・豆打原3, 急・河床3, 急・多々羅迫1, 急・鍋山1, 急・神田1, 急・原1, 急・田方1, 急・別府田1, 急・中岡1, 急・岩山1, 急・宇都口1, 急・荒平1, 急・谷ヶ迫1, 急・篠丸1, 急・小床1, 急・新兵衛塚1, 急・新兵衛塚2, 急・新兵衛塚3, 急・春山1, 急・春山2, 急・前原1, 急・小路ノ岡1, 急・犬ノ迫平1, 急・ナメラ1, 急・下溝1, 急・ナメラ2, 急・ナメラ前1, 急・馬場迫1, 急・扇迫1, 急・土穴1, 急・桑木前1, 急・桑木前2, 急・桑木前3, 急・桑木前4, 急・桑木前5, 急・桑木前6, 急・桑木前7, 急・桑木前8, 急・鹿屋1, 急・櫛1, 急・櫛2, 急・寺原1, 急・寺原2, 急・寺原3, 急・六方辻1, 急・笹之段1, 急・笹之段2, 急・桑木前9, 急・桑木前10, 急・櫛3, 急・鹿屋2, 急・鹿屋3, 急・寺原4, 急・鹿屋4, 急・笹之段3, 急・笹之段4, 急・六方辻2, 急・中福良8, 急・中福良9, 急・曲迫1, 急・曲迫2, 急・チシヤヶ迫1, 急・曲迫3, 急・チシヤヶ迫2, 急・堂ノ山1, 急・尾谷口2, 急・妙見原1, 急・渡瀬口1, 急・登り迫1, 急・堂ヶ平1, 急・堂ヶ平2, 急・殿湯1, 急・殿湯2, 急・殿湯3, 急・佐敷迫1, 急・砂走1, 急・次米田1, 急・楠木迫1, 急・登り迫2, 急・井手ヶ原1, 急・鶴ヶ野1, 急・殿湯4, 急・殿湯5, 急・伊丹ヶ生2, 急・硫黄谷1, 急・伊丹ヶ生3, 急・柳ヶ平1, 急・柳ヶ平2, 急・柳ヶ平3, 急・柳ヶ平4, 急・轟木山1, 急・轟木1, 急・轟木2, 急・轟木3, 急・荒平2, 急・平原1, 急・平原2, 急・平原3, 急・平原前1, 急・栄之尾1, 急・栄之尾2, 急・平原前2, 急・小谷1, 急・殿湯6, 急・殿湯7, 急・殿湯8, 急・高千穂1, 急・高千穂2, 急・高千穂3, 急・高千穂4, 急・高千穂5, 急・高千穂6, 急・高千穂7, 急

・高千穂8, 急・高千穂9, 急・高千穂10, 急・高千穂11, 急・高千穂12, 急・高千穂13, 急・小谷2, 急・出口1, 急・殿湯9, 急・殿湯10, 急・龍石1, 急・龍石2, 急・小谷3, 急・柳ヶ平5, 急・高千穂14, 急・高千穂15, 急・高千穂16, 急・小谷4, 急・出口2, 急・小谷5, 急・小谷6, 急・小谷7, 急・高千穂17, 急・小谷8, 急・出口3, 急・丸尾1, 急・殿湯11, 急・龍石3, 急・大瀬戸1, 急・龍石4, 急・栗川1, 急・栗川2, 急・栗川3, 急・栗川4, 急・栗川5, 急・母ヶ野1, 急・母ヶ野2, 急・母ヶ野3, 急・母ヶ野4, 急・母ヶ野5, 急・母ヶ野6, 急・母ヶ野7, 急・母ヶ野8, 急・母ヶ野9, 急・母ヶ野10, 急・出口4, 急・大瀬戸2, 急・栗川6, 急・大瀬戸3, 急・栗川7, 急・栗川8, 急・栗川9, 急・母ヶ野11, 急・真頭1, 急・真頭2, 急・岩下1, 急・井田水1, 急・後谷山1, 急・所迫1, 急・母ヶ野12, 急・母ヶ野13, 急・母ヶ野14, 急・大渡下1, 急・母ヶ野15, 急・母ヶ野16, 急・猿内1, 急・下村1, 急・小路原1, 急・深迫1, 急・川原1, 急・大久保原1, 急・母ヶ野17, 急・母ヶ野18, 急・母ヶ野19, 急・母ヶ野20, 急・母ヶ野21, 急・母ヶ野22, 急・母ヶ野23, 急・母ヶ野24, 急・八長1, 急・下原1, 急・母ヶ野25, 急・真頭3, 急・母ヶ野26, 急・母ヶ野27, 急・母ヶ野28, 急・内久保1, 急・内久保2, 急・井田水2, 急・深迫2, 急・真頭4, 急・小路ノ岡2, 急・大渡浦1, 急・下原2, 急・大渡平1, 急・大渡1, 急・中山1, 急・向中春1, 急・内訳山1, 急・小谷川1, 急・内訳山2, 急・小谷川2, 急・内合1, 急・今水1, 急・堺子佛1, 急・堺子佛2, 急・伊勢谷1, 急・重伏1, 急・重伏2, 急・崩渡1, 急・新呉屋敷1, 急・松ヶ峯1, 急・高尾尻1, 急・冷水岡1, 急・棚ヶ迫1, 急・十石平1, 急・阿三ノ迫尻1, 急・中小路1, 急・白酒田頭1, 急・伊勢谷2, 急・松ヶ峯2, 急・間世1, 急・間世2, 急・三又1, 急・下り1, 急・内恒見1, 急・間世頭1, 急・内恒見2, 急・尾迫1, 急・尾迫2, 急・尾迫3, 急・小原迫1, 急・小原山1, 急・小原山3, 急・向田方1, 急・廣迫1, 急・廣池迫1, 急・炭床山1, 急・臼崎前田1, 急・總谷1, 急・天水堂面1, 急・総知穴1, 急・五反田平1, 急・向ヶ平1, 急・向ヶ迫1, 急・別府迫1, 急・野間口1, 急・野間口2, 急・別府迫2, 急・平原4, 急・柳ヶ迫1, 急・ハナクルス1, 急・山鳥田1, 急・天水臼崎1, 急・天水臼崎2, 急・瀧ノ下1, 急・健崎1, 急・健崎2, 急・健崎前1, 急・健崎3, 急・包迫1, 急・池田1, 急・健崎4, 急・池田2, 急・鉾山1, 急・湯窪1, 急・小原1, 急・塩水1, 急・道下1, 急・川路1, 急・板小屋1, 急・神小窪1, 急・宮前1, 急・鉾山2, 急・久保前1, 急・健崎前2, 急・健崎5, 急・古江1, 急・包迫2, 急・上前田1, 急・迫口1, 急・大目迫1, 急・大目迫2, 急・中紙段1, 急・千羅シ谷1, 急・谷頭1, 急・平早1, 急・脇ノ迫1, 急・向田平1, 急・迫田1, 急・迫田2, 急・鍋迫1, 急・向田平2, 急・坂水1, 急・鍋迫2, 急・穂年1, 急・百木迫平1,

急・稼原1, 急・松山1, 急・下原3, 急・下原4, 急・通山1, 急・宇都3, 急・湯迫1, 急・湯迫2, 急・櫻迫1, 急・柵木平1, 急・櫻迫2, 急・池田4, 急・花立1, 急・馬場口1, 急・横瀬踏切1, 急・須ノ迫1, 急・須ノ迫2, 急・雷之原1, 急・下原5, 急・尾迫原1, 急・尾迫原2, 急・下原6, 急・今後原1, 急・上タラ木1, 急・上タラ木2, 急・上野呑1, 急・改田口1, 急・早馬迫1, 急・早馬迫2, 急・早馬迫3, 急・改田口2, 急・後迫1, 急・犬飼1, 急・田代1, 急・犬飼迫1, 急・登明田1, 急・登明田2, 急・後方1, 急・七侯平1, 急・市塚1, 急・西瓜越1, 急・北脇山1, 急・亀松迫1, 急・針ノ崎1, 急・瀧ノ下2, 急・小山口1, 急・大久保1, 急・鍋迫3, 急・南谷1, 急・南谷2, 急・南谷3, 急・桜ヶ迫4, 急・船窪1, 急・大人形1, 急・食田1, 急・食田2, 急・和気湯1, 急・東迫1, 急・論ヶ迫1, 急・星合原1, 急・論ヶ迫2, 急・観音迫下1, 急・弓張木1, 急・鬼沢津1, 急・井丸迫1, 急・金差段1, 急・行司知行1, 急・行司知行2, 急・上小鹿野1, 急・下小鹿野4, 急・堂ノ山2, 急・堂ノ山3, 急・後方2, 急・七侯平2, 急・西瓜越2, 急・大迫1, 急・西瓜越3, 急・市塚2, 急・大迫2, 急・市塚3, 急・ヒガン田1, 急・向荒1, 急・田原1, 急・浜ノ場1, 急・沓ヶ迫1, 急・沓ヶ迫2, 急・浜ノ場2, 急・沓ヶ迫3, 急・星ヶ迫1, 急・石坂山1, 急・松ヶ迫1, 急・毛森1, 急・小瀬戸1, 急・平ノ山1, 急・瀬ヶ迫1, 急・池田3, 急・尾上迫1, 急・尾上迫2, 急・市塚4, 急・市塚5, 急・松ヶ迫2, 急・松ヶ迫3, 急・網掛1, 急・八窪1, 急・宿ノ迫1, 急・八窪2, 急・棚ヶ迫2, 急・宿窪田1, 急・宿窪田2, 急・鳥越2, 急・間手ヶ原1, 急・網掛2, 急・枝ヶ迫1, 急・別当1, 急・上ノ迫1, 急・川原後迫1, 急・轟平1, 急・川原前迫1, 急・川原前迫2, 急・川原前迫3, 急・城ヶ後1, 急・市来迫1, 急・金差段2, 急・行司知行3, 急・川原後迫2, 急・川原後迫3, 急・柿ヶ迫1, 急・柿ヶ迫2, 急・湯ノ窪1, 急・湯ノ窪2, 急・湯ノ窪3, 急・湯ノ段1, 急・湯ノ迫1, 急・湯ノ上1, 急・戸崎1, 急・平落1, 急・コラ谷1, 急・新湯1, 急・牧園1, 急・市来迫2, 急・間手ヶ原2, 急・八窪3, 急・餘り1, 急・餘り2, 急・拂山1, 急・存善1, 急・川床1, 急・拂山2, 急・拂山3, 急・後ノ迫1, 急・芙蓉平1, 急・山ノ口1, 急・岩元1, 急・堂山1, 急・宮脇1, 急・内ナシ1, 急・宮脇2, 急・堂山2, 急・丸山2, 急・兵部ヶ山1, 急・仁石田1, 急・鍋迫4, 急・市来迫山1, 急・鍋迫5, 急・拂山4, 急・土ノ迫1, 急・水ノ迫1, 急・脇丸1, 急・深後田1, 急・深後田2, 急・冷水1, 急・上向平1, 急・榎木ヶ迫1, 急・八幡良1, 急・小山後1, 急・兎喰1, 急・小山後2, 急・牧原1, 急・鳥越前1, 急・片白1, 急・上今村1, 急・上今村2, 急・瀬戸田1, 急・後ヶ迫1, 急・植供養塚1, 急・上向平2, 急・栗野渡瀬1, 急・片白2, 急・北越1, 急・片白3, 急・下田原迫1, 急・葎1, 急・棚ヶ迫3, 急・棚ヶ迫4,

|     |     |  |
|-----|-----|--|
|     |     | 急・上新原1, 急・宮ノ上1, 急・宮ノ上2, 急・上新原2, 急・上喜聞迫1, 急・弓場ヶ迫1, 急・上喜聞迫2, 急・弓場ヶ迫2, 急・下喜聞迫1, 急・深ヶ谷迫1, 急・八豆畑1, 急・上立山1, 急・八豆畑2, 急・北原1, 急・濱別府1, 急・下今村1及び急・下南迫1  |
| 土石流 | 霧島市 | 土・向田1, 土・大窪1, 土・川北1, 土・豊後迫1, 土・豊後迫2, 土・豊後迫3, 土・豊後迫4, 土・駅前1, 土・駅前2, 土・湯之宮1, 土・駅前3, 土・湯之宮2, 土・湯之宮3, 土・湯之宮4, 土・湯之宮5, 土・横岳1, 土・横岳2, 土・横岳3, 土・横岳4, 土・栢田1, 土・栢田2, 土・堀之内1, 土・堀之内2, 土・尾谷2, 土・尾谷3, 土・新湯1, 土・湯之野2, 土・湯之野3, 土・湯之野4, 土・泉水1, 土・泉水2, 土・泉水3, 土・泉水4, 土・高千穂河原1, 土・東多羅1, 土・東多羅3, 土・霧島1, 土・永池1, 土・永池2, 土・東多羅4, 土・東多羅5, 土・東多羅6, 土・泉水5, 土・泉水6, 土・野上1, 土・泉水7, 土・栢田3, 土・栢田4, 土・待世1, 土・待世2, 土・待世3, 土・横岳5, 土・椎奈志1, 土・黒園1, 土・坂ノ下1, 土・九日田1, 土・巢ノ谷1, 土・宮園原1, 土・横射場1, 土・與市ヶ谷1, 土・荻の平1, 土・栄良尾1, 土・錆河1, 土・立平2, 土・藤ヶ段1, 土・赤池1, 土・若荷谷上1, 土・小田西1, 土・小田西2, 土・中福良7, 土・中福良8, 土・中福良9, 土・小田西3, 土・井手ノ元1, 土・馬渡1, 土・扇ノ迫3, 土・下扇ノ迫1, 土・扇ノ迫4, 土・渡瀬1, 土・上小笹1, 土・有村上1, 土・梅木山1, 土・鉾投1, 土・内野々1, 土・鉾投2, 土・高野1, 土・関平1, 土・佐木段1, 土・河床1, 土・手洗2, 土・鉾投3, 土・鉾投4, 土・春山1, 土・石ヶ迫1, 土・犬ノ迫1, 土・宇都口1, 土・宇都口2, 土・桑木前1, 土・桑木前2, 土・下村1, 土・似ヶ迫1, 土・楠木迫1, 土・登り迫1, 土・宮ヶ迫1, 土・ナメラ1, 土・井手丸頭1, 土・伊丹ヶ生1, 土・栄之尾1, 土・硫黄谷1, 土・大瀬戸1, 土・宇都迫1, 土・伊丹ヶ生2, 土・殿湯3, 土・小谷1, 土・栗川1, 土・三本木1, 土・母ヶ野1, 土・母ヶ野2, 土・下村2, 土・大渡平1, 土・下原1, 土・市後柄1, 土・伊勢谷1, 土・伊勢谷2, 土・松ヶ峯1, 土・伊勢谷平1, 土・回り山平1, 土・冷水岡1, 土・十石平1, 土・平原前1, 土・廣迫1, 土・仁太迫1, 土・中岡1, 土・天水堂面1, 土・野間口1, 土・瀧ノ下1, 土・瀧ノ下2, 土・天水臼崎2, 土・迫1, 土・古江1, 土・池田1, 土・包迫1, 土・添ヶ迫1, 土・塩水1, 土・迫口1, 土・桑取迫1, 土・中紙段1, 土・橋ノ口1, 土・中迫1, 土・鍋迫1, 土・田代1, 土・登明田迫1, 土・大迫1, 土・針ノ崎1, 土・荒田1, 土・櫻谷1, 土・観音迫下1, 土・井丸迫1, 土・ナラキ田1, 土・瀬戸口1, 土・宿窪田1, 土・餘り1, 土・後ノ迫1, 土・拂山1, 土・後ノ迫2, 土・堂山1, 土・田渡1, 土・床波山1, 土・鉦振1, 土・長坂1, 土・下市来迫1, 土・拂山2, 土・拂山3, 土・水ノ迫1, 土・大道ヶ迫1, 土・冷水1, 土・冷 |

|  |  |
|--|--|
|  | 水2, 土・奈良迫1, 土・氏ナシ上1, 土・深ヶ谷迫1,<br>土・下南迫1及び土・北原1 |
|--|--|

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第290号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称  |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊             | 徳之島町 | 急・ノサギ原1, 急・川田1, 急・志田1, 急・志田2, 急・麦穂峯1, 急・上当1, 急・麦穂峯2, 急・新町1, 急・志目渡1, 急・志目渡2, 急・丹向1, 急・丹向2, 急・羽野俣1, 急・羽鹿1, 急・永久1, 急・永久2, 急・永久3, 急・間1, 急・江籠1, 急・江籠2, 急・共木屋丹地1, 急・共木屋丹地2, 急・共木屋丹地3, 急・混岸1, 急・上霜原1, 急・上霜原2, 急・案川1, 急・案川2, 急・金毘羅山1, 急・金毘羅山2, 急・川田2, 急・江籠3, 急・川渡1及び急・共木屋丹地4 |
| 土石流                 | 徳之島町 | 土・志田1及び土・麦穂峯1  |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第291号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月14日

鹿児島県知事 三反園訓

| 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 市町村名 | 土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称  |
|---------------------|------|--|
| 急傾斜地の崩壊             | 徳之島町 | 急・ノサギ原1, 急・川田1, 急・志田1, 急・志田2, 急・麦穂峯1, 急・上当1, 急・麦穂峯2, 急・新町1, 急・志目渡1, 急・志目渡2, 急・丹向1, 急・丹向2, 急・羽野俣1, 急・羽鹿1, 急・永久1, 急・永久2, 急・永久3, 急・間1, 急・江籠1, 急・江籠2, 急・共木屋丹地1, 急・共木屋丹地2, 急・共木屋丹地3, 急・混岸1, 急・上霜原1, 急・上霜原2, 急・案川1, 急・案川2, 急・金毘羅山1, 急・金毘羅山2, 急・川田2, 急・江籠3, 急・川渡1及び急・共木屋丹地4 |
| 土石流                 | 徳之島町 | 土・志田1及び土・麦穂峯1  |

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁徳之島事務所建設課に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

鹿児島県地方卸売市場整備計画の公表

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項に規定する都道府県卸売市場整備計画として、鹿児島県地方卸売市場整備計画を次のとおり定めた。

平成29年 3 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

（「次のとおり」は、省略し、鹿児島県農政部農政課，商工労働水産部水産振興課，各地域振興局農林水産部農政普及課及び各支庁農林水産部農政普及課において縦覧に供する。）

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年 3 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

霧島市隼人町小浜字西村1800番3の一部及び1800番3地先里道の一部並びに字円木藪1813番3の一部，1813番4，1816番1，1816番2の一部，1817番1，1817番3の一部，1817番4の一部，1817番5，1820番，1821番，1822番，1829番9の一部，1830番1，1831番2，1831番3の一部，1832番の一部，1833番4の一部，1833番5，1817番6地先里道の一部及び1821番地先里道の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

福岡県福津市中央四丁目19番15号  
株式会社キリシマ  
代表取締役 藤本大志

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第29号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年 3 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

| 遊技機の種類  | 型式名                 | 製造者の氏名又は名称 | 検定番号   |
|---------|---------------------|------------|--------|
| ぱちんこ遊技機 | CRデコラッシュSTL         | ベルコ株式会社    | 6P1763 |
| ぱちんこ遊技機 | CR恋姫夢想MA            | 株式会社ソフィア   | 6P1755 |
| ぱちんこ遊技機 | CR恋姫夢想ZA            | 株式会社ソフィア   | 6P1771 |
| ぱちんこ遊技機 | CRフィーバー倅田來未VY       | 株式会社三共     | 6P1636 |
| ぱちんこ遊技機 | CRフィーバータイガーマスク3YR   | 株式会社三共     | 6P1696 |
| ぱちんこ遊技機 | CR萌え萌え大戦争ぱちんこぱ～んFPS | 株式会社藤商事    | 7P0044 |
| ぱちんこ遊技機 | CRダーカーザンブラックMG      | 株式会社メーシー   | 6P1611 |
| ぱちんこ遊技機 | CRギルティクラウンMB        | 株式会社メーシー   | 6P1704 |
| ぱちんこ遊技機 | CRダーカーザンブラックAA      | 株式会社メーシー   | 7P0002 |
| ぱちんこ遊技機 | CRAびかパチ89R DS1      | 豊丸産業株式会社   | 6P1624 |
| ぱちんこ遊技機 | CRロボゲイシャ319M        | 豊丸産業株式会社   | 6P1658 |

|        |                      |          |        |
|--------|----------------------|----------|--------|
| 回胴式遊技機 | パチスロ マクロスフロンティア<br>3 | 株式会社三共   | 6S1768 |
| 回胴式遊技機 | リング 終焉ノ刻FSA          | 株式会社藤商事  | 6S1721 |
| 回胴式遊技機 | SLOTアカギ/DA           | 株式会社メーシー | 6S1605 |
| 回胴式遊技機 | エイリヤンエボリューション/X<br>R | サミー株式会社  | 7S0001 |